最終更新日：2026年11月27日
株式会社セラク
代表取締役社長 CEO 宮崎　龍己
問合せ先：経営管理本部 03-3227-2321
証券コード：6199
http://www.seraku.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は永続的に企業価値を向上させるため、経営理念及び経営方針の実現を通じて、社会に貢献します。取締役会の運営においては経営の効率化・意思決定の迅速性・透明性・公正性を確保し、監査役による取締役会の監視機能の充実を図る一方で、内部監査部門による内部牽制機能の強化にも取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2③】
当社は、株主の皆様が株主総会において適切な判断を行うための情報提供の充実を図る観点から、有価証券報告書を株主総会開催日前に提出しております。今後、株主の皆様が総会議案を検討するための期間をより十分に確保できるよう、決算及び監査日程の見直しを含め、有価証券報告書の提出時期のさらなる早期化について検討してまいります。

【補充原則1－2④】
パソコン、スマートフォン等を用いたインターネットによる議決権行使制度は採用しており、また決算短信、決算説明資料および中期経営計画については英語にて開示しております。現時点において、議決権電子行使プラットフォームの利用等や英文招集通知の発行は行っておりませんが、海外投資家の株式保有比率が上昇していることも踏まえ、導入の必要性について引き続き検討してまいります。
（2026年8月期末時点 海外投資家株式保有比率：13.01%）

【補充原則3－1③】
当社は創業当初より「持続可能な社会の実現に貢献する」という経営ビジョンを掲げ、情報サービスの提供を通じて社会課題の解決に積極的に取り組むとともに、持続的な成長および社会価値の創造を目指しています。環境、社会、ガバナンスの各分野での取組みを強化することで、顧客、株主、従業員などすべてのステークホルダーとともに成長・発展していけるよう努めています。
なお、ESG、SDGs、サステナビリティについての取り組みを当社ウェブサイト及び決算説明資料で閲覧できるよう開示を行っております。
(https://www.seraku.co.jp/business/esg_management.php)
気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響の開示については、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）またはそれと同等の枠組みに基づき実施できるよう検討をすすめてまいります。
また、サステナビリティ委員会を規程に基づき開催し、取締役会と連携しながら、サステナビリティに関する取組みを推進しております。今後も、社会及び事業環境の変化を踏まえ、サステナビリティに関する取組みの充実を図ってまいります。

【補充原則4－1②】
当社は、2026年10月15日に、2027年8月期から2029年8月期までを対象とする中期経営計画を公表いたしました。本計画では、最終年度である2029年8月期の定量目標として、売上高330億円、営業利益45億円、総還元性向33%以上を掲げております。

一方で、生成AIをはじめとする技術革新により、当社を取り巻く事業環境は急速に変化しており、その先行きは不透明であります。このため本計画は、毎期見直しを行う「ローリング方式」を採用しております。初年度は3ヵ年の定量目標を示し、2年目以降は見積もり可能な範囲で定量目標及び重点施策を開示することとしております。したがって、当初に示した数値目標を、計画期間を通じた固定的なコミットメントとしては位置づけておりません。

なお、従来の中期成長ビジョン（営業利益40億円、時価総額500億円、売上高500億円）は、AI技術の進展に伴う事業環境の変化を踏まえて見直しを行い、本中期経営計画に置き換えております。このうち売上高500億円は、成長ロードマップにおける長期目標として引き続き掲げております。
今後は、毎期の計画見直しに際して、計画と実績の差異及びその要因、並びに当社が講じた対応を分析し、株主の皆様へ説明するとともに、その分析結果を次期以降の計画に反映してまいります。

【補充原則4－1③】
当社の取締役会は、現在、最高経営責任者等の後継者計画についての具体的な監督を行っておりませんが、後継者候補となる人材には重要な役職に登用し、当社や関連会社の経営に関与させるほか、外部機関の研修等を通して企業経営に必要となる資質を培わせることとしています。また、後継者計画の策定・運用に関しては、独立した諮問機関である指名委員会での審議事項の一つとし、経営方針や具体的な経営戦略を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4－2①】
当社では中長期的な業績及び企業価値の向上に向けたインセンティブとして、ストックオプションを付与しているほか、取締役に対して、株主の皆様との一層の価値共有を図るための譲渡制限付株式報酬制度の導入を進めております。 今後も、独立した諮問機関である報酬委員会で客観性・透明性のある手続によった制度設計を行うべく、継続的に見直しおよび検討をしてまいります。

【補充原則4－10①】
当社は、取締役の指名及び報酬等に係る意思決定の透明性、公正性及び客観性を高め、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として指名委員会及び報酬委員会を設置しております。

指名委員会では、ジェンダー等の多様性及びスキルの観点を含め、取締役候補者の選定その他の指名に関する重要事項について審議しております。また、後継者計画の策定・運用についても、指名委員会の審議事項の一つとして位置づけております。報酬委員会では、取締役の報酬方針及び報酬制度等の重要事項について審議しております。各委員会は審議結果を取締役会に答申し、取締役会はその答申を踏まえて審議・決定しております。
一方、現時点において、各委員会は社内取締役2名及び独立社外取締役1名の計3名で構成されており、独立社外取締役を主要な構成員とする構成には至っておりません。しかしながら、各委員会には独立社外取締役が参画しており、指名や報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、適切な関与・助言を得られているものと考えております。今後も、委員会運営の独立性及び客観性を一層高める観点から、委員会の構成及び運用の在り方について継続的に検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4. 政策保有株式】
(政策保有株式に関する方針)
当社は現在、政策保有株式としての上場株式は保有しておりませんが、今後、取得・保有する場合には取引先との関係強化による企業価値の向上を目的とすることを方針とします。また、取締役会において、保有する上での中長期的な経済合理性や取引先との総合的な関係の維持・強化の観点から保有効果等について個別に検証等を行い、継続して保有する必要がないと判断した株式の売却を進めるなど、縮減に努めてまいります。 (政策保有株式に係る議決権の行使基準) 当社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、具体的な基準に基づく形式的な判断は行わず、個別に議案の趣旨及び内容等を精査し、 株式価値の向上に資するものか否かを検証したうえで適切に行使することとしております。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】
当社では、一般株主の利益保護の観点から、原則として関連当事者取引を行わない方針としており、当社役員について、事業年度末毎に関連当事者取引の有無について調査および監視をおこなっております。しかし、止むを得ず関連当事者との取引を行う場合には取締役会の承認を必要としております。また、当社が支配株主との取引等を行う場合は、独立した諮問機関である特別委員会において、利益相反リスクについての監視・監督を行うこととしており、支配株主以外の株主の利益を阻害しないことに留意しております。

【補充原則2－4①】
当社は、多様性を確保するため、多様な人材が能力を発揮し、中核人材として活躍できる組織づくりを推進しております。女性管理職につきましては、2026年8月末時点で8.6%でしたが、2028年8月末までに10%以上とする目標を掲げており、人材育成に力を入れ、将来の管理職を目指した取り組みを強化しております。なお、2026年8月期における管理職のうち中途採用者の比率は90%以上であり、様々なバックグラウンドを持つ人材がリーダー層で活躍しております。 当社の人材育成方針及び社内環境整備方針は以下のとおりです。

(人材育成方針)
当社は、「企業としての永続的な発展」及び「社員の幸福の追求」のために、変化の速く、大きいIT業界において、それぞれの領域で活躍できる「主体的に学び、となりの人と共に成長し続ける人材」の育成を目指します。その実現に向けて、階層別教育と技術別教育を組み合わせた包括的な教育体系を整備するとともに、社内大学、認定講師制度、ナレッジデータベース等を通じて、現場で培われた技術・実務知見の共有と継承を図っております。また、スキルの可視化に基づく戦略的なローテーションや業務アサインを行い、業務経験を通じたスキルアップ及びキャリアアップの機会を提供しております。加えて、生成AIをはじめとするAI技術の急速な進展を踏まえ、全従業員の業務におけるAI活用力の向上を推進するとともに、顧客企業のAI導入、業務実装、運用定着及び改善を担う人材の育成に取り組んでおります。技術スキルに加えて、AI活用力、プロジェクト推進力及び課題解決力を備えた人材を育成し、既存人材のリスキリングや成長領域への戦略的な配置を進めてまいります。さらに、研修プロセスへのAI活用を進め、社員一人ひとりのスキルや習熟度に応じた学習機会の提供に取り組むとともに、適切な評価及びフィードバックによって社員の成長意欲を醸成してまいります。これらの取組みを通じて、専門性を有する多様な人材を育成し、AIソリューションカンパニーへの変革を支える人材基盤及び組織力の強化を図ってまいります。

(社内環境整備方針)
年齢や性別、国籍に関わらず、社員一人ひとりがやりがいと誇りを持ち、その能力を継続して発揮できる社内環境の整備に努めております。リモートワーク等を含む柔軟な働き方の実現や出産・育児・介護などに対しての制度整備を進めるほか、定期的なエンゲージメント調査等を通じて社員の声を把握し、その分析結果を組織課題の特定及び職場環境の改善に活用しております。社員の健康と幸福、働きがい及び成長機会の向上を図ることにより、人材の定着と組織力の強化を実現し、会社の持続的な発展につなげてまいります。

【原則2－6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は現在、企業年金の運用は行っておりませんが、将来的に企業年金を要する場合には、適切な資質を持った人材を計画的に登用・配置し、健全な基金の運営が確保できるよう努めてまいります。

【原則3－1. 情報開示の充実】
(ⅰ) 当社の企業理念、ビジョン、経営方針及び中期経営計画につきましては、当社ウェブサイトに開示しておりますのでご参照ください。
(https://www.seraku.co.jp/business/) (https://www.seraku.co.jp/ir/)
(ⅱ) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、当社ウェブサイト (https://www.seraku.co.jp/ir/management/) 及び当コーポレート・ガバナンス報告書にて開示しておりますのでご参照ください。
(ⅲ) 取締役の報酬につきましては、社内取締役及び独立社外取締役からなる報酬委員会の答申を受けた上で、取締役会にてその方針について議論し、各取締役に求められる職責や能力、会社業績等を勘案して、取締役会から一任された代表取締役社長が適正な報酬額を決定しております。 また、中長期的な業績及び企業価値の向上に向けたインセンティブとしてストックオプションを付与しているほか、取締役に対し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度の導入を進めております。譲渡制限付株式の具体的な割当てについては、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、各取締役の役位、職責等を踏まえ、取締役会の決議に基づき決定することとしております。
(ⅳ) 経営陣幹部の選任、取締役及び監査役候補者の指名に当たっては、性別、年齢、国籍等の区別なく、知識、見識、経験や能力を総合的に勘案したうえで、その職務と責任を全うできる適任者か否かを総合的に判断する方針としており、社内取締役及び独立社外取締役からなる指名委員会の答申を受けた上で、取締役会で決定することとしております。なお、取締役として職務執行に不正または重大な法令・規則違反等があった場合は、解任することとしております。
(ⅴ) 経営陣幹部の選解任および取締役・監査役候補者の指名については、株主総会招集通知に個人別の略歴を記載しております。また社外取締役、社外監査役については選解任理由を株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則3－1③】
※コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由と同内容となります。
当社は創業当初より「持続可能な社会の実現に貢献する」という経営ビジョンを掲げ、情報サービスの提供を通じて社会課題の解決に積極的に取り組むとともに、持続的な成長および社会価値の創造を目指しています。環境、社会、ガバナンスの各分野での取組みを強化することで、顧客、株

主、従業員などすべてのステークホルダーとともに成長・発展していけるよう努めています。
なお、ESG、SDGs、サステナビリティについての取り組みを当社ウェブサイト及び決算説明資料で閲覧できるよう開示を行っております。
(https://www.seraku.co.jp/business/esg_management.php)
気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響の開示については、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）またはそれと同等の枠組みに基づき実施できるよう検討をすすめてまいります。
また、サステナビリティ委員会を規程に基づき開催し、取締役会と連携しながら、サステナビリティに関する取組みを推進しております。今後も、社会及び事業環境の変化を踏まえ、サステナビリティに関する取組みの充実を図ってまいります。

【補充原則４－１①】
取締役会は、法令および定款に定められた事項のほか、取締役会規程に定められた事項を決定しております。その他の業務執行の決定につきましては、組織規程、職務分掌規程、決裁権限基準等の社内規程において定めております。
企業理念及び経営方針を踏まえ、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に向けた経営戦略の大きな方向性について審議しております。その一環として、AIを新たな成長の柱として事業規模及び収益力を引き上げ、人材及び技術への投資を成長につなげる方針並びにその具体的な施策について議論を行い、2027年8月期から2029年8月期までを対象とする中期経営計画の策定を決議いたしました。取締役会は、中期経営計画の進捗状況について定期的に報告を受け、各施策及び投資の成果並びに経営環境の変化を踏まえて、計画の実現に向けた課題及び対応策を検証してまいります。また、AI市場の不確実性を踏まえ、同計画を毎期見直すローリング方式とし、取締役会における審議を通じて、目標及び重点施策を適時適切に見直してまいります。また、経営戦略及び経営計画に照らして、投資実績及び投資成果を検証し、必要に応じて経営資源の配分を見直すなど、経営資源の適切な配分に向けた監督を行っております。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
会社法上の社外取締役の要件および東京証券取引所が定める独立性基準に従い、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れのないことを独立社外取締役に指定するための基準としております。

【補充原則４－10①】
※コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由と同内容となります。
当社は、取締役の指名及び報酬等に係る意思決定の透明性、公正性及び客観性を高め、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として指名委員会及び報酬委員会を設置しております。
指名委員会では、ジェンダー等の多様性及びスキルの観点を含め、取締役候補者の選定その他の指名に関する重要事項について審議しております。また、後継者計画の策定・運用についても、指名委員会の審議事項の一つとして位置づけております。報酬委員会では、取締役の報酬方針及び報酬制度等の重要事項について審議しております。各委員会は審議結果を取締役会に答申し、取締役会はその答申を踏まえて審議・決定しております。
一方、現時点において、各委員会は社内取締役2名及び独立社外取締役1名の計3名で構成されており、独立社外取締役を主要な構成員とする構成には至っておりません。しかしながら、各委員会には独立社外取締役が参画しており、指名や報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、適切な関与・助言を得られているものと考えております。今後も、委員会運営の独立性及び客観性を一層高める観点から、委員会の構成及び運用の在り方について継続的に検討してまいります。

【補充原則４－11①】
当社は、経営戦略及び事業特性を踏まえて取締役会が備えるべきスキルを特定し、知識、見識、経験、能力、多様性及び取締役会の規模を総合的に勘案して、取締役候補者を選定しております。取締役候補者については、独立社外取締役が参画する指名委員会において、取締役候補者の知識、見識、経験及び能力等について審議し、その答申を踏まえて取締役会で決定しております。また、監査役には、公認会計士又は税理士として財務・会計に関する十分な知見を有する者を選任しております。独立社外取締役には、他社における経営・監督経験を有する者を含めております。各取締役及び監査役が有する専門的知識・経験並びに取締役会全体としてのスキルの組合せについては、後頁のスキル・マトリックスをご参照ください。

【補充原則４－11②】
取締役および監査役の兼務状況は、株主総会招集通知および有価証券報告書に記載しております。当社の取締役および監査役の取締役会出席率は高く、兼任数は合理的範囲であると考えております。

【補充原則４－11③】
当社では、毎年度、取締役会出席率や各取締役の発言状況等の分析、取締役全員に対してのヒアリング等を通じて、取締役会の実効性を評価し、その改善を図っております。現状、高い出席率、運営方法や議題の内容、十分な議論の実施、各取締役からの活発な発言が行われており、十分な実効性が確保できていると評価しております。今後、取締役会の実効性評価に関しては、適時開示等、他の開示方法も検討してまいります。

【原則４－13. 情報入手と支援体制】
当社では、経営管理本部が取締役会事務局を担い、年間開催日程及び予想される審議事項の調整、取締役会資料の事前共有を行うとともに、審議時間の確保に努めております。また、社外取締役を含む各取締役及び監査役が能動的に必要な情報を入手できるよう、社外取締役及び社外監査役への事前説明を実施し、追加の情報提供要請に対しては、事務局が関係部門と連絡・調整のうえ速やかに対応しております。さらに、内部監査部門は代表取締役のみならず、必要に応じて取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行うことができる体制とし、常勤監査役との緊密な連携を通じて、内部監査部門と取締役・監査役が連携する仕組みを確保しております。

【補充原則４ー13①】
※原則４－13と同内容となります。

【補充原則４－13③】
※原則４－13と同内容となります。

【補充原則４－14②】
当社の取締役及び監査役は、期待される役割と責務を適切に果たすため、当社の事業、財務、組織及びガバナンス等に関する必要な知識の習得及び継続的な研鑽に努めております。 当社は、取締役及び監査役に対し、その役割及び必要性に応じて、外部セミナー、研修その他の研鑽機会を提供・斡旋するとともに、その参加費用について当社規程に基づき負担する方針としております。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、経営管理本部をIR担当部署として、社長および上席執行役員経営管理本部長が統括してIR活動を積極的に推進しております。決算説明会資料、決算説明動画および中期経営計画につきましても当社ウェブサイトにて開示しております。開示後、機関投資家やアナリストへの掲載情報の通知や、第三者機関によるレポートの公開、株主通信の作成等により対話の機会を創出するよう努めております。

(https://www.seraku.co.jp/ir)
株主・投資家との対話に当たっては、IR担当部署である経営管理本部を中心に関係部門が連携して対応するとともに、対話を通じて把握した意見及び要望については、必要に応じて経営陣及び取締役会に共有し、経営施策及び情報開示の改善に活用しております。また、対話に際しては、社内規程に基づきインサイダー情報その他の重要情報を適切に管理しております。面談の主な議題等を踏まえ、合理的な範囲で取締役又は監査役が対話に臨むこととしております。

[資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応]

記載内容 更新	取組みの開示 (アップデート)
英文開示の有無 更新	有り
アップデート日付 更新	2026年10月15日

該当項目に関する説明 更新

当社では、資本コストや株価を意識した経営に向け、ROE・PBRを重要な指標として位置付けております。2026年8月末時点で、ROE19.5%、PBR1.79倍となっており、引き続き収益力・資本効率の向上を図ってまいります。
EPS・BPS・DPSについては目標数値は定めていないものの、過去推移を2026年8月期通期決算説明資料 (https://www.seraku.co.jp/ir) に記載しております。2027年8月期からは、従来の業績連動型配当から連結配当性向を基準とする方針へ変更いたしました。連結配当性向15%、配当と機動的な自己株式取得を合わせた連結総還元性向33%以上を目安として、成長投資と財務健全性を確保しながら利益成長に応じた株主還元を実施してまいります。
また、中期経営計画において、資本コストを意識した投資案件の収益性管理、投資成果の検証及び成長性・収益性の高い領域への経営資源の重点配分に関する方針を開示しております。詳細は2026年10月開示の「中期経営計画の策定に関するお知らせ」(https://www.seraku.co.jp/ir) をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
宮崎　龍己	4,657,800	34.34
宮崎　浩美	1,070,300	7.89
株式会社宮崎	952,000	7.02
株式会社ミヤザキ	714,000	5.26
特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	576,000	4.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	477,000	3.51
野村信託銀行株式会社 (投信口)	312,000	2.30
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505044	250,000	1.84
STATE STREET BANK AND OMNIBUS OM02 505002	232,700	1.71
INTERACYIVE BROKERS LLC	227,200	1.67

支配株主 (親会社を除く) の有無	宮崎　龍己
親会社の有無	なし

補足説明

———

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード

決算期	8 月
業種 更新	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引においては、市場実勢価格等を勘案し、他の一般取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、少数株主に不利益を与えることのないよう適切に対応しております。
また、法令や社内規程に基づき、特別委員会からの答申、取締役会の決議を経た上で行うと共に、監査役監査等を通じて、適正な取引が行われているかを監視します。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西村　光治	弁護士											
三浦　太	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西村　光治	○	―――	弁護士の資格を有し会社法務等の専門的な知見等を有する社外取締役を選任することにより、中立的な立場から当社の経営に有益な助言を頂くことが期待されるため選任しております。なお、当社と同氏との間に記載すべき利害関係はなく、上記「会社との関係」のa～kのいずれにも該当していないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
三浦　太	○	―――	公認会計士として財務報告の信頼性確保、内部統制・リスク管理、コンプライアンス等の分野では高い専門性と豊富な経験を有しており、当社の取締役会における経営監督機能の一層の強化に資することが期待され選任しております。なお、当社と同氏との間に記載すべき利害関係はなく、上記「会社との関係」のa～kのいずれにも該当していないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	3	0	2	1	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	2	1	0	0	社内取締役

補足説明

（指名委員会）
指名委員会は、社内取締役2名、社外取締役1名の計3名で構成されており、その委員長は社内取締役（代表取締役）が務めております。取締役の選任等を公正に決定するという観点から、取締役会の任意の諮問機関として設置しております。

（報酬委員会）
報酬委員会は、社内取締役2名、社外取締役1名の計3名で構成されており、その委員長は社内取締役（代表取締役）が務めております。取締役の報酬等を公正に決定するという観点から、取締役会の任意の諮問機関として設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室は、内部監査を実施する過程で検出された事項について、必要に応じて監査役と意見交換を行い、適宜対応しております。
また、内部監査室および監査役は、監査法人と定期的に意見交換を行い、また、会計監査の過程で検出された事項について、報告を求め、対処するなど、監査の実効性確保に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
芹沢　俊太郎	公認会計士													
勝呂　和之	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
芹沢　俊太郎	○	―――	公認会計士・税理士としての財務および会計に関する高い知見から、当社経営に対して中立的な立場からの助言を受けるとともに、偏りのない経営の監督・監視を行うために選任しております。なお、当社と同氏との間に記載すべき利害関係はなく、上記「会社との関係」のa～mのいずれにも該当していないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

勝呂　和之	○	―――	税理士としての財務および会計に関する高い知見から、当社経営に対して中立的な立場からの助言を受けるとともに、偏りのない経営の監督・監視を行うために選任しております。なお、当社と同氏との間に記載すべき利害関係はなく、上記「会社との関係」のa～mのいずれにも該当していないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員につきましては、全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

中長期的な業績及び企業価値の向上に向けたインセンティブとしてストックオプションを付与しているほか、取締役に対し、株主の皆様との一層の価値共有を図るための譲渡制限付株式報酬制度の導入を進めております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

取締役、従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的としております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役および監査役の報酬は、それぞれ役員区分ごとの総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、社内取締役及び独立社外取締役からなる報酬委員会の答申を受けた上で、取締役会にてその方針について議論し、各取締役に求められる職責や能力、会社業績等を勘案して、取締役会から一任された代表取締役社長が適正な報酬額を決定しております。

また、中長期的な業績及び企業価値の向上に向けたインセンティブとしてストックオプションを付与しているほか、取締役に対し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度の導入を進めております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

当社では、経営管理本部が取締役会事務局を担い、年間開催日程及び予想される審議事項の調整、取締役会資料の事前共有を行うとともに、審議時間の確保に努めております。また、社外取締役を含む各取締役及び監査役が能動的に必要な情報を入手できるよう、社外取締役及び社外監査役への事前説明を実施し、追加の情報提供要請に対しては、事務局が関係部門と連絡・調整のうえ速やかに対応しております。さらに、内部監査部門は代表取締役のみならず、必要に応じて取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行うことができる体制とし、常勤監査役との緊密な連携を通じて、内部監査部門と取締役・監査役が連携する仕組みを確保しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社の経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制は次の通りであります。

（取締役会）
当社取締役会は、取締役5名により構成され、うち2名は社外取締役であります。環境変化に迅速に対応できる意思決定機関としていることで業務執行監督体制の整備、意思決定の公正化を図っております。取締役会は、原則として毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営及び業務執行に関する重要事項の決定等を行っております。また、取締役会には、監査役3名も出席し、取締役の職務執行を監査しております。
2026年8月期における開催回数は合計13回であり、出席率はいずれの取締役ともに100%であります。
なお、期中に任期満了に伴う退任及び新任があった社外取締役の出席状況は次のとおりであります。2025年11月21日に退任した社外取締役山崎直昭氏については、退任までに開催された3回の取締役会にすべて出席しております。また、同日に就任した三浦太氏については、就任以降に開催された10回の取締役会すべてに出席しております。
なお、定款上において、当社の取締役は7名以内とし、その選任決議は、株主総会において、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこと及び累積投票によらないものとすることとしております。

議長　：代表取締役社長 CEO　宮崎龍己
構成員：専務取締役 上席執行役員　宮崎浩美
常務取締役 COO 上席執行役員　小関智春、社外取締役　西村光治、社外取締役　三浦太
常勤監査役　吉本寿樹、社外監査役　芹沢俊太郎、社外監査役　勝呂和之

（監査役会）
当社監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名から構成されております。監査役は取締役会へ出席し、会計監査及び業務監査を中心として、経営全般に関する監査を行う体制を構築しております。監査役会は、原則として毎月1回定時監査役会を開催する他、必要に応じて監査役会を開催しており、2026年8月期における開催回数は合計14回であり、出席率はいずれの監査役ともに100%であります。
なお、定款上において、当社の監査役は3名以内とし、その選任決議は、株主総会において、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこととしております。

議長　：常勤監査役　吉本寿樹
構成員：社外監査役　芹沢俊太郎、社外監査役　勝呂和之

（会計監査人）
当社は、会計監査人として、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、同監査法人の会計監査を受けております。

（内部監査室）
当社は、代表取締役直轄の内部監査専門の部署として内部監査室が設置されており、専任担当者を1名配属しております。内部監査室は、内部監査の年間計画を策定し、代表取締役からこの計画書について承認を受け、内部監査の実施に先立ち、監査対象部門へ監査実施通知書を送付し、内部監査を行っております。内部監査の結果については、代表取締役へ内部監査報告書を提出することにより、報告を行っております。
なお、内部監査室は代表取締役のみならず、必要に応じて取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行うことが出来ます。内部監査の結果、改善事項が検出された場合、監査対象部門へ改善を求め、フォローアップ監査の実施の要否を検討し、必要に応じてフォローアップ監査を実施します。
また、必要に応じて監査役と意見交換を行い適宜対応しております。加えて、内部監査室及び監査役は、監査法人と定期的に意見交換を行い、また、会計監査の過程で検出された事項について、報告を求め、対処するなど、監査の実効性確保に努めております。

（指名委員会）
指名委員会は、社内取締役2名、社外取締役1名の計3名で構成されており、その委員長は社内取締役（代表取締役）が務めております。取締役の選任等を公正に決定するという観点から、取締役会の任意の諮問機関として設置しております。

（報酬委員会）
報酬委員会は、社内取締役2名、社外取締役1名の計3名で構成されており、その委員長は社内取締役（代表取締役）が務めております。取締役の報酬等を公正に決定するという観点から、取締役会の任意の諮問機関として設置しております。

（特別委員会）
特別委員会は、社内取締役1名、社外取締役及び社外監査役2名の計3名で構成されており、その委員長は独立社外取締役が務めております。支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について、審議・検討を行うことを目的に、取締役会の任意の諮問機関として設置して

おります。当期においては1回開催し、自己株式取得について検討を行いました。

(サステナビリティ委員会)
サステナビリティ委員会は、社内取締役3名、社外取締役2名、常勤監査役1名及び社外監査役2名の計8名で構成されており、その委員長は社内取締役(代表取締役)が務めております。SDGsの目標達成に向けた取り組み及びESG経営の高度化などサステナビリティの視点を踏まえた経営をグループ全社で横断的に推進させることを目的に設置しております。

(その他)
リスク管理体制
当社グループは、リスク管理を経営上きわめて重要な活動と認識しております。具体的な活動として、取締役及び取締役会は業務執行及びその監督に努め、一方で、リスク管理体制を強化するため、事業計画の策定、予算統制、諸規程に基づく業務の運営とチェック及び内部監査の強化による社内の内部統制機能の充実に取組んでおります。
また、当社は、経営の効率化と責任の明確化を図るため、「執行役員規程」に基づき、執行役員制度を導入し、取締役会において重要事項の決定並びに取締役及び執行役員の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業経営や法務に精通した社外取締役を選任し、外部の視点から業務執行に対する監督を行っております。また、財務・会計及び企業経営に精通した社外監査役を選任し、専門的見地から会計監査や適法性監査、客観的視点での経営全般に関する監査を行っております。
当社は、社外取締役及び社外監査役を選任したことにより、取締役の業務執行に対し、公正・独立の立場から有効かつ適切な監視を行うための客観性と中立性を確保した体制が整えられ、これにより実効性の高い経営監視が実行できているものと考え、現状の体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は8月決算であり、株主総会集中開催日は特段ないものと認識しております。なお、直近の定時株主総会は2026年11月27日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	三菱UFJ信託銀行株式会社運営のインターネット議決権行使サイトを利用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点では参加しておりませんが、機関投資家や海外投資家の株式保有比率等を勘案して参加を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、海外投資家の株式保有比率を注視し、英文招集通知の発行も検討してまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年間を通じて四半期決算発表毎に、決算説明会を開催しております。決算説明資料および決算説明動画につきまして当社ウェブサイトにて開示しております。また、開示後、機関投資家やアナリストに掲載情報を通知しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにIR専門サイトを開設し、IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンス規程」を定めるとともに、全社員への周知徹底を行っております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、経営理念の1つである「世の為人の為に、貢献する」を実践するため、企業統治に係る責任の自覚、企業モラルの堅持を徹底しております。社会課題への取り組みを推進することで、グループとして長期的な成長基盤を構築し、社会的価値の創造と社会の発展に寄与しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページおよび適時開示を通じて、適切な情報提供に努めてまいります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

1．取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、法令・定款および社会規範を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、法令・定款および社会規範に適合した社内規程を整備し、当社グループの取締役および従業員はこれに従い職務を執行する。
(2)当社は、コンプライアンスの徹底を図るため、担当取締役を任命し、「コンプライアンス規程」に基づき、全社的なコンプライアンス体制の整備を図るとともに、当社グループの取締役および従業員に対する教育、管理監督を行う。
(3)当社は、法令・社会規範および社内規程などの違反行為等の早期発見・是正を目的として、「内部通報制度（公益通報者保護規程）」を設け、効果的な運用を図る。
(4)反社会的勢力の排除を「反社会的勢力対策規程」に定め、企業の社会的責任を十分認識し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むとともに、それら勢力との取引や資金提供を疑われるような一切の関係、不当要求を拒絶・遮断する。
(5)コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づき厳正に対処する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1)株主総会、取締役会などの議事録および社内規程に従って作成された業務に関する文書は、法令および「文書管理規程」など社内規程に基づき適切な保存・管理を行う。
(2)取締役および監査役は各部門が保存および管理する情報を常時直接閲覧・謄写または複写することができる。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社は「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクの把握・事前対応を行うとともにリスクが顕在化した場合には緊急対策本部を設置し、対策にあたる。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)経営上の重要事項審議のため、取締役会を原則月に1回以上開催し業務執行上の重要案件について十分審議を行う。
(2)職務執行に係る権限を「業務分掌規程」「職務権限規程」「決裁権限基準」等に定め、必要な手続きを経て承認を得た範囲内で権限委譲を行う。また、業務運営に関する個別経営課題については、事業部会および幹部会にて審議することにより、取締役の職務執行の効率化を図る。

5．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
(1)子会社の管理責任は事業を所管する本部が負い、本部長が指名する者が子会社を管理する。
(2)子会社の代表は、所管する本部に対して定期的に運営状況や経営戦略について情報の共有し連携を図る。
(3)子会社の経営活動上の意思決定事項については、子会社の代表もしくは管理者が当社取締役会に報告し承認を得るものとする。
(4)子会社の代表および管理者は、子会社にて損失の危険が生じた場合、直ちに所管本部長へ報告する。
(5)子会社の業務監査・コンプライアンス監査などのため、子会社に当社内部監査室を派遣し監査を行う。監査結果については、代表取締役・所管する本部長および常勤監査役に報告する。

6．当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における、当該従業員に関する事項
(1) 監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、監査役の職務を補助する従業員を配置する。

7．監査役の職務を補助する従業員の取締役からの独立性に関する事項
(1)監査役の職務を補助する従業員は、当社の就業規則に従うが、当該職務に関する指揮命令権は監査役に属するものとし、異動・評価・懲戒等の人事事項については監査役と事前協議の上実施する。

8．監査役の職務を補助する従業員に対する指示の実効性確保に関する事項
(1)当社監査役より監査業務に関する命令を受けた従業員は、その命令に反して当社取締役の指揮命令を受けないものとする。

9．当社グループの取締役および従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
(1)当社グループの取締役および従業員は、監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告するものとする。
①当社グループの経営に重大な悪影響を及ぼすおそれのある法律上・財務上の事項
②その他、当社グループの信用および業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
③重要な訴訟・係争事項
④社内規程の違反で重大な事項
⑤その他、上記に準じる事項

(2)当社グループの取締役および従業員は、前項に定める事項および内部通報制度の通報状況について、速やかに当社の監査役に対し報告を行う。
(3)監査役が必要と判断した時は、いつでも当社グループの取締役および従業員などに対して報告を求める。

10. 監査役への報告および報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1)監査役に報告・相談を行った取締役および従業員に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

11. 会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項
(1)取締役は、監査役の職務の執行に協力し監査の実効を担保するための監査費用についてあらかじめ予算計上し、監査役の職務の執行に係る費用等の支払いを行う。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)取締役は「監査役監査規程」に定める監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、監査役監査の環境整備を行う。
(2)監査役は、社長直轄の内部監査部門である内部監査室に監査の協力を求めることができる。内部監査室は、監査役による効率的な監査に協力する。
(3)監査役は、取締役および従業員に対し、随時必要に応じ監査への協力を求めることができる。
(4)監査役は、会計監査人と監査業務の品質および効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができる。
(5)監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会ならびに経営会議のほか、全ての会議または委員会等に出席し報告を受けることができる。
(6)取締役および従業員は、監査役が求める重要な書類については、速やかに監査役に提出する。
(7)当社グループの取締役および従業員は、当社または子会社の業務執行に関し、監査役にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を直接行うことができる。
(8)監査役は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催し、必要に応じ取締役および従業員との連絡会を開催し報告を受けることができる。
(9)取締役および従業員は、監査役が事業の報告を求めた場合、または業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
(10)監査役は、取締役による子会社管理の監査を行うため、主要な子会社の往査、子会社の監査役との日常の連携および子会社監査役連絡会等を通じて、子会社から報告を受けることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社、当社の特別利害関係者、株主および取引先等は反社会的勢力との関係はないと認識しております。
反社会的勢力の排除に向けた具体的な体制・対応策につきましては、当社の反社会的勢力対策規程および反社会的勢力調査要領に基づき、新規の取引先となる販売先、外注先、仕入先、役員等を対象に、取引開始前におけるインターネット検索、日経テレコンによる記事検索による調査を実施しております。また、継続取引先に関しては、年1回同様の調査を実施しております。なお、取引基本契約書等には反社会的勢力との関係が判明した場合の解除条項を入れております。

Vその他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

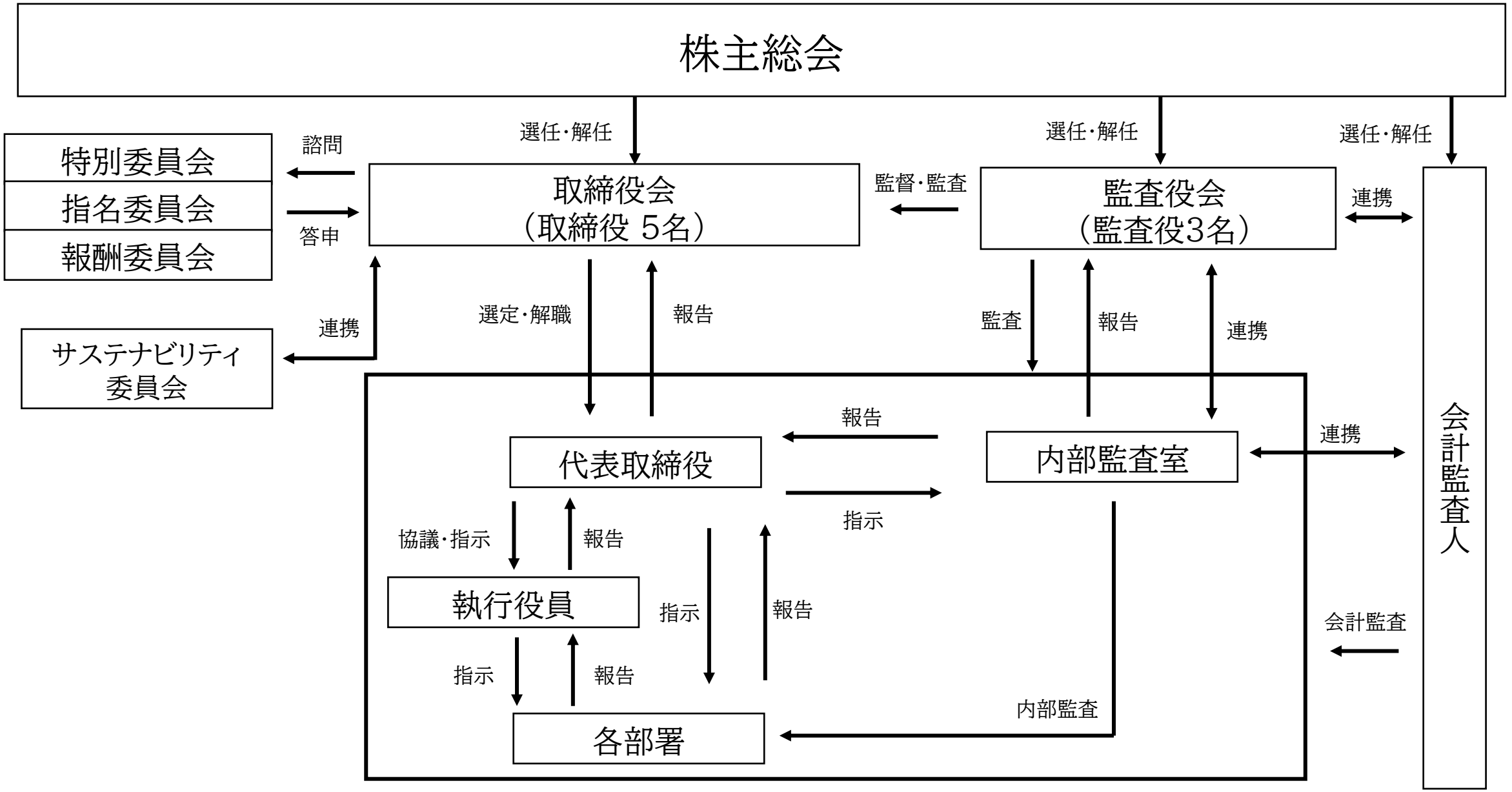
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) コーポレート・ガバナンス体制について
模式図につきましては、後頁をご参照ください。

(2) 適時開示体制について
適時開示体制の体制図につきましては、後頁をご参照ください。
当社は、管理部門担当取締役を適時開示の責任者としております。
当社は、「金融商品取引法」、「有価証券上場規程」その他関連法規を遵守し、適時・適切に企業情報を公平に開示するよう努めてまいります。収集された情報は、適時開示責任者に集められ、検討・手続きを経た上で、公表すべき情報は適時に公表してまいります。
なお、発生事実に関しては、緊急に開示すべき事実が発生した場合には、代表取締役の承認を得て速やかに開示し、取締役会には開示資料を回付することとしております。

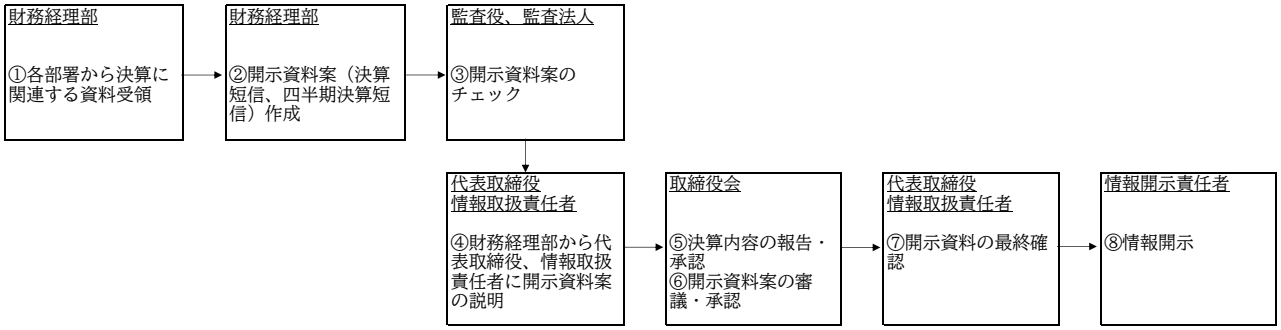
(3) スキル・マトリックスについて
スキル・マトリックスにつきましては、後頁をご参照ください。

(1)コーポレート・ガバンス体制(模式図)

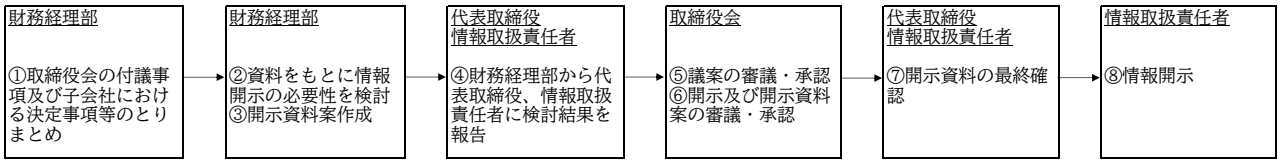


（2）適時開示体制　体制図

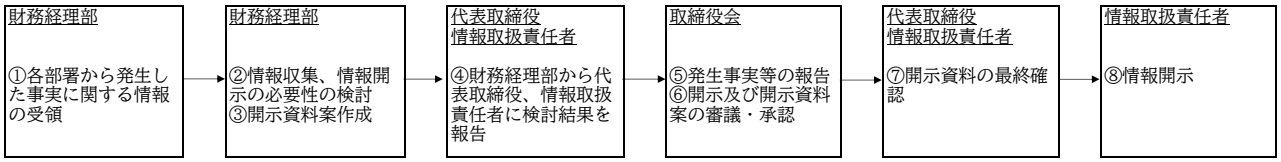
決算情報



決定事実



発生事実



（3）スキル・マトリックス

	氏名	役職	企業経営	財務・会計	組織・人材	営業	技術	ガバナンス	法務・リスク管理	ESG・社会
取締役	宮崎 龍己	代表取締役社長 CEO	○	○	○	○		○	○	○
	宮崎 浩美	専務取締役 上席執行役員	○		○	○	○	○		○
	小関 智春	常務取締役 COO 上席執行役員	○	○	○		○	○	○	
	西村 光治	社外取締役	○					○	○	
	三浦　太	社外取締役	○	○				○		
監査役	吉本 寿樹	常勤監査役		○				○		
	芹沢 俊太郎	社外監査役	○	○				○		
	勝呂 和之	社外監査役	○	○				○		